

消費者だより

2022年3月号

SNS をきっかけとした 若者の消費者トラブルが増えています！

会ったことがない人から SNS を通じて勧誘されるケースが増えています。SNS での出会いがトラブルのきっかけとなるケースが多いため、注意が必要です。

■事例1 ～ タレント・モデル契約 ～

SNS に書き込みがあったモデル事務所の募集広告を見て連絡をしたら、プロフィール写真のために必要と高額な撮影料を請求された。その後も必要だからと言われ高額なモデル養成教室の契約をさせられた。借金もしたが、これ以上は支払えない。

■事例2 ～ 定期購入トラブル ～

スマートフォンで SNS 広告を見て、「初回お試し価格500円」と表示されたダイエットサプリメントを注文した。特によいと思わなかったのですがそのままにしていたら、同じ商品が届き、4万円請求された。2回目は注文していないし、高額で支払えない。

■トラブル防止のポイント

●広告をうのみにしない

SNS 上の広告は契約条件が書かれていないことが多く、注意が必要です。通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。大幅な値下げや低価格、商品の効果を過剰にうたう広告はうのみにせず、事前にしっかり内容を確認しましょう。

●相手を信用できるか慎重に判断する

SNS 上で知り合った相手が信用できるか慎重に判断しましょう。SNS 上でのやり取りのみで面識のない相手に安易にお金を払ったり、個人情報を変えたりするのはやめましょう。突然、相手と連絡が取れなくなることもあります。

●個人情報を安易に書き込まない

個人情報の取り扱いには十分注意しましょう。学生証などの身分証明書の個人情報は、一度インターネットで拡散されてしまうと消去が困難です。安易な書き込みはやめましょう。

●あやしいと思ったら、きっぱり断りましょう。

■悪質業者は若者を狙っています

悪質業者は社会経験の浅い若者を狙っています。自分は狙われていると自覚し、注意しましょう。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)